

熊本市自転車及安全利用及び駐車対策等に関する条例の 改正について（素案）

令和3年12月17日（金）

熊本市自転車駐車対策等協議会

熊本市自転車安全利用及び駐車対策等に関する条例の改正について（素案）

目的

- ・自転車利用者等関係主体への自転車に関する責務を明確化。
- ・道路交通法等の法令にない規定を、条例に設ける。

⇒ 一層の交通ルールの順守、交通マナーの向上を図る。

⇒ 自転車利用に関連する交通安全啓発の根拠とする。

改正条例の構成

熊本市内での自転車関連事故は、県全体の約2/3を占める。
この条例改正では、熊本県条例の規定を加え、さらに上乗せ規定も設ける。

【現在の規定】

○自転車の放置禁止等

【内容】
放置禁止区域の指定等、自転車の放置の禁止、放置自転車に対する措置、保管した自転車の措置、費用の徴収、自転車駐車場内の措置

【(改正)熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の規定】

○各主体の責務

・自転車利用者、事業者、自転車貸付業者、学校の長、保護者等、自転車小売業者
【内容】安全な技能及び知識の習得、点検整備、安全利用の確保、安全利用の指導・啓発・情報提供

○自転車保険等への加入促進

・自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者
【内容】自転車保険等への加入
・自転車小売業者、事業者
【内容】自転車保険等への加入確認
・学校の長、自転車小売業者、自転車貸付業者
【内容】自転車保険等の情報提供

【上乗せ規定】

○各主体の責務

・自転車利用者
【内容】ヘルメット着用努力義務、側方反射器材装備
・学校の長の責務
【内容】専修学校、各種学校を追加生徒等に対するヘルメットの着用や安全措置に関する指導
教職員に対する交通安全教育
・高齢者の家族
【内容】安全利用の助言
・事業者の責務
【内容】自転車通勤者に対するヘルメットの着用や安全利用の指導
・自動車・原付運転者の責務
【内容】自転車の側方を通過する際の通行方法

○自転車保険等への加入促進

・学校長（中学校、高校）
【内容】自転車通学者に自転車保険の加入を確認
・市
【内容】広報・啓発活動

○市における役割

【内容】交通安全教育の推進、自転車利用環境の整備など

条例改正の主なポイント

各主体の責務

【県条例】自転車利用者や市だけでなく、学校、保護者、事業者など自転車利用に関わるすべての主体に責務を規定

【上乗せ規定】自動車・バイクの運転者責務を設ける。

⇒自転車は車道走行が原則であり、自転車との間隔を空けて追い越すなど自転車の安全走行を図る。

ヘルメットの着用

【県条例】保護者が保護する者にヘルメットを着用させる努力義務
高齢者の家族が高齢者にヘルメットを着用させる努力義務

【上乗せ規定】自転車利用者（全年齢層）にヘルメット着用を努力義務化

【上乗せ規定】事業者や学校長にヘルメット着用を含めた安全利用啓発を規定

⇒自転車事故による死亡は、約6割が頭部損傷で最も多く、ヘルメット着用努力義務化により、交通事故での重傷化を防ぐ。

ライトの点灯等

【道路交通法】前照灯・尾灯（反射器材）の点灯義務

【上乗せ規定】自転車利用者側に側方反射器材の装備を規定

⇒さらに側方反射器材を装備することで、他者から存在に気付いてもらう効果もあり、夜間での事故防止を図る。

自転車損害賠償保険等への加入促進

【県条例】自転車損害賠償保険等の加入（対人は義務、対物は努力義務）

【上乗せ規定】学校長（中学、高校）に対し自転車通学者への保険加入確認を規定

⇒自転車通学時に加害者になる事例があることから、中学・高校の学校長が加入の有無を確認し、啓発や情報提供に努める。

自転車の安全利用の推進

・熊本市自転車活用推進計画の実施規定を追加

⇒自転車を安全に利用できる道路や駐輪場の整備など、自転車利用環境の向上を図る。また、交通安全教育や安全利用の啓発にも取り組む。

熊本市自転車安全利用及び駐車対策等に関する条例の改正について（素案）

改正条例の内容

第1章 総則

改正案	備考
第1条（目的）【変更】	自転車の安全利用の推進を追加
第2条（定義）【変更】	学校、自転車損害賠償保険等を追加

第2章 交通安全に関する市の責務等

改正案	備考
第3条（市の責務等）【変更】	「必要な施策」を「自転車安全利用促進施策」に変更表記
第4条（市民の協力）【変更】	「必要な施策」を「自転車安全利用促進施策」に変更表記
第5条（自転車の利用者等の責務）【変更】	県条例規定及びヘルメット・側方反射器材規定等を追加
第6条（事業者の責務）【新規】	県条例規定及び従業員への安全利用の啓発・指導を追加等
第7条（自転車小売業者の責務）【変更】	県条例規定及び「必要な施策」を「自転車安全利用促進施策」に変更表記
第8条（自転車貸付業者の責務）【新規】	県条例規定及び点検整備規定を追加等
第9条（自動車及び原動機付自転車の運転者の責務）【新規】	自動車等の自転車への側方安全通過規定を追加
第10条（学校の長の責務）【新規】	県条例規定及び生徒等への指導・啓発、教職員への研修実施等を追加
第11条（保護者等の責務）【新規】	県条例規定及び保護する者等への監督等を追加
第12条（鉄道事業者等の責務）【変更】	「必要な施策」を「自転車安全利用促進施策」に変更表記
第13条（施設の設置者の責務）【変更】	「必要な施策」を「自転車安全利用促進施策」に変更表記

※なお、この条例においては罰則はない。

第3章 市における自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備

改正案	備考
第14条（交通安全教育の推進）【新規】	自転車活用推進計画施策の実施規定を追加
第15条（自転車利用環境の整備）【新規】	自転車活用推進計画施策の実施規定を追加
第16条（自主的な取組を行う市民への支援）【新規】	自主的な取組を行う市民への支援規定を追加

第4章 自転車損害保険等への加入促進

改正案	備考
第17条（自転車損害賠償保険等への加入等）【新規】	県条例規定及び自転車通学者への保険等加入確認規定を追加
第18条（市における賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等への加入の促進）【新規】	市における加入促進活動等を追加

第5章 自転車の放置禁止等

改正案	備考
第19条（放置禁止区域の指定等）	変更なし
第20条（自転車の放置の禁止）	変更なし
第21条（放置自転車に対する措置）	変更なし
第22条（放置自転車に対する措置）	変更なし
第23条（保管した自転車の措置）	変更なし
第24条（費用の徴収）	変更なし
第25条（自転車駐車場内の措置）	変更なし

第6章 雑則

改正案	備考
第26条（自転車安全利用推進協議会）【変更】	協議会名を変更
第27条（委任）	変更なし

1. 自転車の利用者等の責務

【安全利用に関すること】

- 《改正案第5条》 道路交通法その他の法令を遵守する等により自転車の安全利用に努めなければならない。（現行）
- 《改正案第5条》 公共の場所において自転車を放置しないよう努めなければならない。（現行）
- 《改正案第5条》 利用する自転車において防犯登録を受けなければならない。（現行）
- 《改正案第5条》 歩道での通行の仕方の励行（[県条例第5条](#)）
 - (1) 可能な限り車道の左側に設置されている歩道を通行すること。
 - (2) 歩道を多数の歩行者が通行しているときは、自転車を押して歩くこと。
 - (3) 他人に危害及び迷惑を及ぼさないこと。
- 《改正案第5条》 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めるものとする。（[県条例第5条](#)）
- 《改正案第5条》 利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。（[県条例第5条](#)）
- 《改正案第5条》 次の実施に努めるものとする。（**新規**）
 - (1) 乗車用ヘルメットを着用すること。
 - (2) 前照灯、尾灯及び後方反射器材に加え、車輪の側面に反射器材を装備すること。
- 《改正案第5条》 市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。（**新規**）

【自転車保険等に関すること】

- 《改正案第17条》 自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。（[県条例第11条](#)）
- 《改正案第17条》 自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。（[県条例第11条](#)）

【放置自転車に関すること】

- 《改正案第20条》 放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。（現行）

2. 事業者の責務

※事業者の定義：市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人

【安全利用に関すること】

- 《改正案第6条》自転車の安全利用に関する研修の実施及び情報の提供に努めるものとする。（県条例第8条）
- 《改正案第6条》県の自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。（県条例第8条）
- 《改正案第6条》従業者に、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全利用に必要な啓発や指導を行うよう努めるものとする。（新規）
- 《改正案第6条》市の自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。（新規）

【自転車保険等に関すること】

- 《改正案第17条》事業活動で自転車利用するときは、自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。（県条例第13条）
- 《改正案第17条》事業活動で自転車利用するときは、自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。（県条例第13条）
- 《改正案第17条》自転車通勤者に対し、自転車損害賠償保険等（生命身体）の加入の有無を確認するよう努めるものとする。（県条例第15条）
- 《改正案第17条》加入の確認ができないときは、自転車通勤者に対し、自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。（県条例第15条）

3. 自転車小売店舗の責務

【安全利用に関すること】

- 《改正案第7条》自転車の購入者に、自転車の安全利用に必要な啓発に努めるものとする。（県条例第9条）
- 《改正案第7条》県の自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。（県条例第9条）
- 《改正案第7条》自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。（現行）
- 《改正案第7条》防犯登録の勧奨に努めなければならない。（現行）
- 《改正案第7条》市の自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。（現行）

【自転車保険等に関すること】

- 《改正案第17条》購入者に、自転車損害賠償保険等（生命身体）の加入の有無を確認するよう努めるものとする。
（県条例第15条）
- 《改正案第17条》加入の確認ができないときは、購入者に対し、自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。（県条例第15条）

【安全利用に関すること】

- 《改正案第8条》自転車の借受人が自転車の安全利用できるよう、必要な啓発に努めるものとする。
(県条例第10条)
- 《改正案第8条》自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めるものとする。(新規)
- 《改正案第8条》市の自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。(新規)

【自転車保険等に関すること】

- 《改正案第17条》自転車を貸し付けるときは、自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。
(県条例第14条)
- 《改正案第17条》自転車を貸し付けるときは、自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。(県条例第14条)
- 《改正案第17条》借受人に対し、自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。
(県条例第15条)

5. 学校の長の責務

※学校の定義：学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校

【安全利用に関すること】

- 《改正案第10条》（大学・専修・各種学校を除く）生徒等に対し、発達段階に応じた交通安全教育及びその計画的な実施に努めるものとする。（県条例第7条）（赤字を追加）
- 《改正案第10条》（大学・専修・各種学校）学生に対し、必要な啓発に努めるものとする。（県条例第7条）（赤字を追加）
- 《改正案第10条》（大学・専修・各種学校を除く）次の実施に努めるものとする。（新規）
 - (1) 生徒等に対する乗車用ヘルメットの着用や安全上の措置に関する指導
 - (2) 教職員に対する自転車交通安全教育に必要な知識を習得させるための研修や必要な取組
- 《改正案第10条》（中学・高校・準ずる学校）自転車通学許可の際、自転車の安全利用を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。（新規）
- 《改正案第10条》市の自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。（新規）

【自転車保険等に関すること】

- 《改正案第10条》生徒等に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び情報の提供に努めるものとする。（県条例第7条）
- 《改正案第17条》（中学・高校・準ずる学校）自転車通学者への自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。（新規）

6. 保護者等の責務

※保護者の定義 子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）

【安全利用に関すること】

- 《改正案第11条》保護者は、保護する者に対し、次の措置を講じるよう努めるものとする。（県条例第6条）
 - (1) 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させること。
 - (2) 乗車用ヘルメットの着用及び反射材用品の利用をさせること。
- 《改正案第11条》高齢者の家族は、高齢者に対し、次の措置を講じるよう努めるものとする。（県条例第6条）
 - (1) 乗車用ヘルメットの着用及び反射材用品の利用をさせること。
- 《改正案第11条》保護者及び高齢者の家族は、次の事項の実施に努めるものとする。（新規）
 - (1) 保護する者や高齢者が利用する自転車の定期点検や必要な整備を行うこと。
 - (2) 保護する者や高齢者が夜間に自転車を利用する際は、前照灯点灯、後方反射器材の装備又は尾灯の点灯、及び側面反射器材の装備をさせること。
- 《改正案第11条》高齢者の家族は、高齢者に対し、安全利用について助言をするよう努めるものとする。（新規）
- 《改正案第11条》市の自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。（新規）

【自転車保険に関すること】

- 《改正案第17条》保護者は、保護する者の自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。（県条例第12条）
- 《改正案第17条》保護者は、保護する者の自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。（県条例第12条）

7. その他の責務

【自動車・バイク運転者の責務】

- 《改正案第9条》自転車の側方を通過するときは、自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めるものとする。 **(新規)**

※鉄道事業者等の定義：鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者

【鉄道事業者等の責務】

- 《改正案第12条》駅又は停留所付近に自転車駐車を設置するよう努めなければならない。 (現行)
- 《改正案第12条》市が自転車駐車を設置しようとするときは、協力しなければならない。 (現行)
- 《改正案第12条》市の自転車安全利用促進施策に協力しなければならない。 **(新規)**

※施設設置者の定義：官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車の大量駐車需要を生じさせる施設の設置者

【施設設置者の責務】

- 《改正案第13条》自転車駐車を施設や敷地内、その周辺に設置するよう努めなければならない。 (現行)
- 《改正案第13条》市の自転車安全利用促進施策に協力しなければならない。 (現行)

8. 市の自転車施策の推進

【交通安全関係】

- 《改正案第14条》 次の施策を実施するものとする。 **（新規）**
 - (1) 道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育
 - (2) 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び活動の支援
 - (3) 乗車用ヘルメットの着用の促進
 - (4) 自転車の定期的な点検及び整備の促進
 - (5) 学校の長の教職員に対する必要な知識習得の取組に関する支援
 - (6) その他、自転車の安全利用に関する必要な施策
- 《改正案第14条》 関係機関及び交通安全団体と連携を図り、必要に応じ協力を求めるものとする。 **（新規）**

【施設整備関係】

- 《改正案第15条》 関係機関と連携し、安全利用できる道路交通環境の整備に努めるものとする。 **（新規）**
- 《改正案第15条》 自転車の駐車に係る環境の整備を行うよう努めるものとする。 **（新規）**
- 《改正案第15条》 鉄道事業者等と協力して、公共交通機関との乗換施設の整備を行うよう努めるものとする。
（新規）
- 《改正案第15条》 関係機関、市民、事業者、自転車小売業者、自転車貸付業者、鉄道事業者等、施設の設置者、交通安全団体等と連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 **（新規）**

【その他】

- 《改正案第16条》 安全利用の啓発等を行う市民に、情報の提供、助言その他支援を行うものとする。 **（新規）**
- 《改正案第18条》 自転車損害賠償保険等への加入促進の広報・啓発活動を行うものとする。 **（新規）**

9. 放置自転車関係（市の役割）

【放置禁止区域指定関係】

- 《改正案第19条》 公共の場所を自転車放置禁止区域として指定することができる。（現行）
- 《改正案第19条》 放置禁止区域を指定したときは、告示しなければならない。（現行）
- 《改正案第19条》 放置禁止区域の指定を解除し、その区域を変更することができる。（現行）
- 《改正案第19条》 放置禁止区域を指定・解除・区域変更しようとするときは、協議会の意見を聴くものとする。
（現行）
- 《改正案第21条》 放置禁止区域内の放置自転車を保管場所に移動し、保管することができる。（現行）

【放置自転車撤去関係】

- 《改正案第22条》 公共の場所において、自転車利用者に対し、放置しないよう指導することができる。（現行）
- 《改正案第22条》 指導を行ったにもかかわらず、長期放置されているときは、その自転車を移動保管することができる。（現行）
- 《改正案第23条》 自転車を移動保管した場合は、告示するとともに、自転車利用者等に返還するため措置を講じなければならない。（現行）
- 《改正案第23条》 規則で定める期間を経過しても返還することができず、保管に費用を要するときは、告示して自転車を売却することができる。なお、買受人がないときや売却することができないときは、廃棄の処分をすることができる。（現行）
- 《改正案第23条》 売却した代金を告示の日から6月を経過する日まで保管しなければならない。（現行）
- 《改正案第23条》 自転車を売却した後、告示の日から起算して6月を経過する日までに自転車利用者等が返還を求めたときは、自転車を売却した代金を返還しなければならない。（現行）
- 《改正案第24条》 自転車の移動保管に要した費用を自転車利用者等から徴収することができる。（現行）
- 《改正案第25条》 自転車駐車場に放置自転車等があると認めるときは、保管場所に移動保管することができる。
（現行）

(自転車利用推進協議会)

- 《改正案第26条》市長の附属機関として、**熊本市自転車利用推進協議会**を置く。(名称変更)
- 《改正案第26条》協議会は、法第8条の自転車等駐車対策協議会を兼ねるものとする。(現行)
- 《改正案第26条》協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
 - (1) 総合計画に関する事項(現行)
 - (2) 自転車活用推進法第11条第1項の市町村自転車活用推進計画に関する事項(新規)
 - (3) その他市長が必要と認める事項(現行)
- 《改正案第26条》協議会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱する。(現行)
- 《改正案第26条》協議会の委員の任期は、2年とする。(現行)
- 《改正案第26条》協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。(現行)

今後のスケジュール

令和3年度							令和4年度			
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~6	7~9	10~12	1~3
議会報告 (骨子案) (9/9)	素案作成		議会報告 (素案) (12/9)	パブコメ (12/20~ 1/18)	議案上程	審議 議決	周知 期間		施行	
	第1回 協議会 (10/6)		第2回 協議会 (12/17)							